

平成19年度第4回岐阜県入札監視委員会議事録

平成19年12月18日(火)
県庁7階 7南-1会議室

【県建設発注工事、資格停止の運用状況等に関する質疑応答】

- Q： 防衛施設庁の件でかなり多くの企業が資格停止になったが、県の工事に対して影響はあったか？
- A： ほとんどの案件で通常どおり発注しているため、それほど大きな影響があるとは考えていない。ただし、多治見病院の一般競争入札案件で、全国から参加者を募集するものについて、参加の可能性のある業者が少なすぎるということで、公告を少し遅らせた事例があった。
- Q： 最近のニュースで、宮崎県が一般競争入札を大幅に増やした結果、落札率が平均80%程度となり、一方で建設会社の倒産が増えたといった情報があった。県も同様の取組をする余地があるのか？
- A： 宮崎県の場合は、急激に全ての工事を一般競争入札に切り替える改革をした結果、落札率も急落し、そのような事態となったと考える。本県の場合は、一般競争入札を段階的に拡大する予定である。
- 委員： 安価な経費で、高い経費のものと同等の施工ができるのであれば、安価の方が良いのだろう。ただそのことが、下請けや孫請けに大きな影響を与えるということもある。

【抽出事案に関する質疑応答】

1 公共 河川災害復旧助成事業工事（高山市清見町福寄地内）

- Q： 失格判断基準については、入札時点で業者に対しては周知し、確実に浸透しているのか？もしそうであるなら、失格となった業者は、単純な計算ミスをしたということか？
- A： 失格判断基準については今年から運用を始めたものであり、全体的には協会を通じて、また個別の入札時にも資料を添付して、確実に周知をしている。おそらくこの業者は、失格とならないすれすれの金額を狙って、結果的に計算を誤ったものと考えている。
- 委員： 仮に、失格となった業者と、次順位で落札した業者が同じような技術力があるとしたら、わずかな計算ミスが原因で、この場合では80万円多く払って施工することになる。品質確保のための制度であるということは理解できるが、もったいないと思う。
- Q： 失格判断基準は、他県等でも同様な基準なのか？
- A： 今年度から、ダンピング対策あるいは低入札対策として失格判断基準を設けているが、これは国土交通省の基準をモデルにしたものである。設定した当時は同様な県は12県あった。直接工事費については国土交通省の基準を採用して75%としている県がほとんどであり、諸経費については各県で若干違いがあって、本県の場合は40%を設定している。
- Q： 以前にも、応札額が1位の業者ではなく次順位の業者が繰り上がって落札したケースがあったが、今回と同様なケースだったのか？
- A： 第1四半期に1件あったが、これは、いわゆる低入札工事になった案件で、技術者の追加配置が不可能であったことから、次順位の応札者が繰り上がったもので、失格判断基準に該当したのではない。本案件は、失格判断基準に初めて該当したもので、諸経費が基準を下回っていた。
- Q： この案件は落札率が非常に低いが、飛騨地域で3年前の台風被害に対する復旧工事を多数施工していた当時と比べて落札率に違いはないか？
- A： 昨年と比較すると、若干下がってはいるものの、それほど大きな変動はない。

2 県営農業集落排水事業 湯屋地区 汚水処理施設第5号工事（下呂市小坂町赤沼田地内）

Q： 応札者は、施工場所の下呂周辺の業者ではないが、これはどういった理由なのか？

A： 特殊な施設であり、下呂周辺でこのような処理施設を製作できる業者はいない。県内でも数社しかなく、ほとんどの製作物は県外の業者から購入するものである。

Q： この案件は、たまたま機械の金額の割合が大きいので、落札した業者は販売提携を結んでいるメーカーから安価に購入できたというのが、低落札率となった原因か？

A： 低入札価格調査でもそのような調査結果であり、それが原因と考えている。

Q： 汚泥処理という特殊な技術であるコンポスト製品のメーカーは限られてくると思われるが、これはどの業者が落札しても概ねこのメーカーの製品を使うという傾向なのか？

A： 概ねそのような傾向だと思われる。ただし、仕様書ではコンポスト製品の処理能力に合わせた汚泥処理方式を定めたものとしており、汎用的なものになるよう仕様を決めている。

Q： 同様の工事はまだ県内で発生する可能性があるのか？

A： 県が行うことはおそらく少ないと思われる。農業集落に限って言えば、今年はまだ数件と見込まれる。市町村の発注する工事においても、処理施設に関しては既に対応してきているため、発注件数は全くないということはないが、急激に落ちてきている。

3 県営広域営農団地農道整備事業 郡上南部2期地区 第4工区第30号工事 （郡上市大和町神路地内）

Q： 落札者と、応札額2位以下の業者で金額が大きく開いているが、この原因はということが考えられるのか？

A： この案件は、土工事が主体の一般的な工事であり、入札結果を見ると、どの業者も比較的容易に見積価格を算出できたため、2位以下の業者の応札額が近接していると考えられる。また、郡上管内の公共事業は減ってはいるものの、東海北陸道の2車線化、あるいはスマートインターチェンジの関連工事など、かなり事業量があり、現在仕事を抱えている業者がかなりある。こういった状況で、この工事を受注したいという業者がよりシビアに価格設定したことが、落札者と2位以下で価格差があった原因と推測される。

Q： この案件では、入札参加資格で郡上地域と中濃地域の業者に絞ってある。同種の工事を発注する場合は、参加する業者はだいたい同じメンバーになると考えられるのか？

A： 同じ規模の同種工事を発注する場合は、参加資格は同様なものとなるため、同じような業者が対象になってくる。しかし、手持ちの工事や技術者の状況から参加を見送る業者も出てくるため、必ずしも同じ参加者になるとは考えていない。

Q： 昨今の原油価格高騰により、工事にかかる燃料費や材料費の市場価格は実質的にかなり上がっていると思われるが、積算する場合の単価については、新しい調査結果を使っているか？

A： 積算・発注する時点で、県が統一的に定めている最新の単価及び歩掛をもって積算している。

4 電食防止設備修繕工事（中津川市落合地内ほか）

Q： 電食（電気による腐食）防止設備を施工できる業者は全国で2者のみとのことだが、どこの業者なのか？

A： 東京に本社のある業者である。県の入札参加資格者名簿には名古屋支店が登載されている。

Q： 電食の原因となる迷走電流を流しているのがJRであるなら、電食防止設備の費用をJRにも

負担してもらうことはできないのか？

A： 中部電食防止委員会という組織が設置されており、影響を受けているガス会社、NTT、電力会社、そこにJRなど鉄道会社すべてが入っている。この委員会で電食防止に関する協議を行っているが、電食防止設備にかかる費用は各事業者負担となっている。

Q 施工可能な業者が全国に2者しかないと、県内で施工する場合は必ずこの2者のどちらかが落札するということが？ そうであるなら、予定価格の設定がより重要となると思われる。

A： 県で設置している46か所すべて、この2者のどちらかが施工したものである。これは岐阜県に限らず、全国的にも同じ状況である。

予定価格の設定に当たっては、見積徴収が可能な業者が2者しかいないことから、例外的に見積時の最低価格を0.8倍して算出しており、予定価格が低いものとなっている。仮に0.8倍せずに予定価格を設定した場合に換算すると、落札率は83.4%となる。

5 公共予防治山事業向山山腹工事（可児郡御嵩町御嵩向山地内）

Q： 落札者以外で、4者が同額の応札をしているが、これは何か理由が考えられるか？

A： この工事は、材料が鉄筋、ワイヤーネット、植生機材、丸太ということで、種類が非常に少ないこと、比較的簡単な内容であるため、単価はすべて市場単価を使っている。そのため、諸経費では多少開きはあるものの、トータルでは差がなくなった。積算内訳書でチェックしたが、内容的に共通点はなかった。

Q： それにしても、2400万円の工事で1位から12位まで100万円も差がつかないというのは、示し合わせたような感じがしないでもない。

A： いろんな構造物が複雑にある場合は、見積の仕方によって金額が変わってくるが、この工事は比較的単純な内容である。また、材料も示されていて、すべて市場単価を使っていることから、各社での積算・見積の仕方はほとんど同じであると考えられる。あとは企業努力で、一般管理費、現場管理費をどれくらいに設定するかで差が出るものと思われる。

Q： 御嵩の工事であるが、高山の業者が3者も指名されている。法面の業者というのはそんなに多くないのか？

A： はい。法面業者は、県内に支店があるのは17者程度だったと思われる。

6 公共 住宅宅地基盤特定治水施設等整備促進（床上）工事（木曽川水系大谷川）

Q： この案件では、相当努力して入札金額を低く抑えた業者より、「標準点＋加算点」が一番高かった業者が落札している。総合評価方式では、傾向として「標準点＋加算点」の点数の高いところが落札するのか？

A： これまでの総合評価方式約70件の実績では、5件（7～8%）が、最低入札価格の業者を入札価格2位以下の業者が総合評価で逆転して落札した。逆転した割合については、全国的に見ても特に目立ってはいない。総合評価に関しては、必ずしも加算点数の高い者が落札しているということではなく、案件によってまちまちである。

Q： 加算点の内容をよく見てみると、施工能力と地域要件の差が大きい。最終的な評価値が僅差であることを考えた場合、例えば地域要件が、2位の業者が2とか2.5まで加算されていれば、評価値が逆になっていたかもしれない。そうすると、地域要件というものは重要なものだが、これは見方によっては恣意的な点の付け方もできるのではないか？

A： 今回は、大垣市内に本店があるのが1点、その他が0点という設定とした。これは、地元対策であるとか、現地とのつながりという点を考慮して、加算することとした。

Q： そうであると、地元 접촉のある業者だったら、最初からものすごく有利である。他の地域の

業者が値段的にがんばっても乗り越えられないということはないか？

A： この案件については、このような地域要件を設定したが、それぞれの総合評価案件ごとにその要件を審査するので、一概に地元が有利になるということではない。例えば、管内一円同じ点数を加算することもあり得る。

地域要件のほかにも施工能力、例えば工期設定というのは、工期を縮めることができるかどうかという判断をしているし、安全対策でも過去に表彰を受けているかといったような面から評価すれば、トータルで評価できる。地域要件は全体の20%程度のウェイトであり、必ずしも地域要件ですべて決まるというわけではなく、例えば災害の時に協力してくれるかとか、あるいはボランティアに出ているかどうか、県にとっては、企業を選ぶ際の重要な要件であると考えている。

7 交通信号灯器LED化等工事（岐阜市藪田南地内ほか）

委員： 1者以外全部辞退という事例が、前年度4件、今年度7件あるという説明だが、これは新たな談合の手段と見れなくもない。談合というのは話し合って価格を調整することだが、その作業は手間もかかるし、これがなかなか難しい。そういう中で、証拠が残って独禁法違反ということになっていくが、誰かをチャンピオンにしてあとは辞退すれば、これは非常に好都合である。

これらの案件が、工種や対象業者が特定されていないということであれば、すぐに談合であるという状況ではないと思われるが、それでもこういった事例が増えているのであれば、注意して見る必要がある。

委員： 説明では、1人でもある程度競争性が確保されたという見解を述べられたが、入札率99.64%という結果を見ると、とてもそのようには思えない。特に電気工事の場合、今までの傾向としては他の工事に比べて落札率が低い。電気工事でこれほど高率というのは、やはり不自然な感じがする。

Q： 警察本部の入札執行の通知で、「入札者が1人だけの場合、中止することがある」との記載があるが、これは県も同じか？「1人だけの場合は中止せよ」という扱いではないのか？

A： 県も同じ内容であり、原則を記載している。中止するかどうかの最終的な判断は、その発注者がする。

委員： 今回のケースのように、1者以外全部辞退の場合でも契約を結んだケースは県でも過去にあったのではないかとその落札率が、常識的なものであればいいが、仮に全部調べてみたら99%くらいの高率になっていたとなれば、それは大きな問題であると思う。競争性が担保できていないということである。こういった案件について調査をお願いしたい。

A： 過去のものも含めた調査を行い、次回に報告したい。

委員： 1者以外全部辞退となった理由としては、基本的には利益が上がらないからだと思われる。予定価格が実情にあまり合っていないということ。もう一つ、落札率が非常に高くなっているが、これは、予定価格が適合していない場合は非常に高い落札率になる。実勢価格というか、今の市場価格を、積算単価が必ずしも適正にリアルタイムに反映していない結果ではないか。こういったことによって、辞退者が多い、かつ1者応札したのが99%以上となったという見方ができなくもない、という感じがする。